

新たに基本的対処方針が決定されることを踏まえ、基本的対処方針に基づく感染防止策の継続的かつ着実な実施と会員企業等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和3年11月19日

日本商工会議所 会頭 三村 明夫 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が決定されたところです（別紙参照）。

貴団体におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、会員企業等への周知徹底と格別の御協力をお願いいたします。

- （別紙）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- （参考1）基本的対処方針の見直しのポイントについて（第18回新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会：参考資料1）
- （参考2）基本的対処方針見直し（概要）（第18回新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会：参考資料2）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、阪本、栗栖、鈴木、上田、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp

yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp

takayuki.suzuki.y7n@cas.go.jp

hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

so.kuramoto.y3y@cas.go.jp